

参考資料3 有識者会議関係資料

●長崎県ケアラー支援に関する有識者会議設置要綱

●長崎県ケアラー支援に関する有識者会議委員名簿

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 長崎県ケアラー支援条例(令和4年長崎県条例第33号)に基づき、県におけるケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、幅広い観点から意見を聴取するため、長崎県ケアラー支援に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 有識者会議では、次に掲げる事項について意見を聴取する。

(1) 県が実施するケアラー支援に関する実態調査に関すること

(2) 県が策定する「長崎県ケアラー支援推進計画」の基本方針及び具体的施策に関すること

(3) 「長崎県ケアラー支援推進計画」の推進に関すること

(4) その他、県におけるケアラー支援施策の推進に関して必要な事項

(構成)

第3条 有識者会議は、委員15人程度をもって組織する。

2 有識者会議の委員は、学識経験者、当事者・民間支援団体、ケアラー支援を行う関係機関及び行政機関、事業者団体、労働者団体、公募による県民等のうちから福祉保健部長が選任する。

3 有識者会議に議長及び副議長を置き、委員の互選により定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議の運営)

第5条 会議は、福祉保健部次長が招集する。なお、招集された日に委員が会議出席できない場合には、事務局に届け出ることにより、当該委員において、自らの所属する団体等から代理を指名し出席させることができる。

2 会議は、議長が主催する。

- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 有識者会議には、部会(ワーキンググループ)を置くことができる。

2 部会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 有識者会議に事務局を置き、その事務は福祉保健部長寿社会課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議及び部会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議 委員名簿

令和5年4月14日から令和7年4月13日まで

(委員敬称略)

分野	委員所属・役職(委員就任時)・氏名		
1	学識者	北海道栗山町社会福祉協議会 栗山町ケアラー支援室 参与	吉田 義人
2		長崎純心大学人文学部 准教授	柿田 多佳子 ●
3	当事者・ 民間支援 団体	(一社)ひとり親家庭福祉会ながさき 事務局長	山本 倫子
4		長崎県医療的ケア家族会 代表 (株)ユースリー 代表取締役	宮田 貴史
5		(公社)認知症の人と家族の会長崎県支部 代表	神原 千代子
6	支援を行う 関係機関 及び 行政機関	(福)長崎市社会福祉協議会 総合相談支援課長	田中 信 ○
7		長崎県医療的ケア児支援センター センター長	岡田 雅彦
8		佐々町多世代包括支援センター センター長	松尾 直美
9		大村市子ども未来部子ども家庭課 課長	久保 昭隆
10		長崎県公立高等学校・特別支援学校 生徒指導委員会委員長 (長崎県立西彼農業高等学校長)	市丸 智基
11	事業者団体	長崎県経営者協会 専務理事	峯下 隆久
12	労働者団体	日本労働組合総連合会長崎県連合会(連合長崎) 事務局長	岩永 洋一
13	公募委員	Free-Lance Social Worker's office 代表 長崎県スクールソーシャルワーカー協会副会長	出口 龍之介
14		社会福祉士事務所オフィス紗代 代表 長崎シングル介護を考える会 世話人	毛利 真紀
15		特定非営利活動法人「ちいきのなかま」 代表	守永 恵

●議長 ○副議長